

令和4年5月

沖縄県後期高齢者医療広域連合 事務主管課長及び担当者連絡会議

## 総務課資料

1. 沖縄県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について  
(事務連絡)

沖縄県後期高齢者医療広域連合

沖縄県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例をここに公布する。

令和 4 年 2 月 8 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長



沖縄県後期高齢者医療広域連合条例 3 号

沖縄県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例

(設置)

第 1 条 広域連合の財政の健全な運営に資する財源又は臨時的な財政需要に応ずる財源に充てるため、沖縄県後期高齢者医療広域連合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計（以下「一般会計」という。）で生ずる決算剰余金のうち沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出予算（以下「一般会計予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 沖縄県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、一般会計に係るその設置目的のための経費に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。